

9. 時間管理概念の徹底と整備効果を意識した都市計画道路整備

○地域の課題に対する街路事業の定量的な成果目標の設定

政府全体として成果目標を掲げ、事後評価を十分に行いうるシステムの構築が求められており、街路事業においても、地域ごとにその課題に対して定量的な成果目標を設定し、事業を展開することを支援しています。

また、平成19年6月に、平成18年度の達成度を評価しその結果を踏まえ平成19年度の目標をまとめた平成18年度道路行政の達成度報告書・平成19年度道路行政の業績計画書を公表しており、その中で、街路事業関連の成果指標として、「道路渋滞による損失時間」「防災上課題のある市街地の割合」「踏切遮断による損失時間」等を取りあげています。

○都市計画道路整備プログラムの策定・公表

都市計画道路整備プログラムは、都市計画決定された道路について、将来の都市像の実現の観点、取り組むべき整備の重要性・緊急性、関連事業とのタイミング等を考慮して、優先して整備着手すべき施設と時期を示すものです。

本プログラムは、①事業化の必要性の熟考、整備時期の公表等による行政の透明性、公平性等の確保、②用地確保等の関連施策の円滑な実施による効率的・効果的な道路整備の実施等の観点から、非常に重要なものと位置付けています。

平成19年4月現在で245市区町村において策定済み（うち64市区町村で公表済み）ですが、今後とも積極的な策定・公表に努めるよう、地方公共団体に対し、一層の呼びかけを行います。

○「完了期間宣言路線」等の重点整備

民間投資誘発効果の高い都市計画道路の整備をより一層推進するため、地方公共団体において残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線等について、一定期間内（例えば3年以内）に完了させる路線（「完了期間宣言路線」）として公表する取組を行っています。この「完了期間宣言路線」については、用地買収・整備を重点的に実施することとし、国も当該公表路線の整備を重点的に支援しています。

また、平成19年1月の都市再生本部決定においても、特に都市再生緊急整備地域の地域整備方針に位置付けられた街路事業については、完了期間のできるだけ早期の公表を促すこととされています。

完了・供用時期を明示し供用を早めるこの取組は、透明性を高める観点からも重要であり、平成19年4月現在で92事業主体、265路線（303箇所）と取組が拡大していることから、今後とも積極的に支援を実施していきます。

なお、平成18年度末までに完了すると宣言した81路線（100箇所）は、埋蔵文化財の発見による事業遅延等を除き宣言どおり供用しています。遅延路線については、遅延の要因と完了予定年度の公表及び執行管理の徹底を図ります。

○土地収用の活用

事業の進行管理を適正化するため、遅くとも用地取得率80%又は用地幅杭打設後3年のいずれか早い時期を経過した時点までに収用裁決申請等の手続きに移行するルール（いわゆる「**3年8割ルール**」）について、その徹底を図るよう平成15年3月に国の直轄事業を対象に文書で通知を行いました。

さらに、事業の早期完了を促進する観点から、都市計画事業を対象として、土地収用制度の活用を視野に入れた事業認可期間の適切な設定等について、平成15年11月に地方公共団体に周知徹底を図っています。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）においても、このルールの趣旨は、用地取得率が小さい段階であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨、提言されています。

今後も、土地収用制度の適切な活用等を通じ、効果の早期発現に不可欠である適切な事業進行管理に努めるよう、呼びかけを行っていきます。

○事業完了後の効果把握・公表

街路事業においては、事業効果の把握と公表について取組を行っています。具体的には、事業完了路線について、自動車交通量、旅行速度、歩行者交通量等について測定を行い、事業による変化を把握するほか、事業箇所毎に特徴的な項目の効果を分析し、これを公表するよう、地方公共団体に働きかけているところです。

